

東京法務局武蔵野出張所の廃止に反対する意見書

東京法務局武蔵野出張所は、交通の利便性が高く、市民にとっては非常に利用しやすい環境にあることから、申請件数も多く、頻繁に利用されているところである。

しかしながら、本年1月13日に東京法務局民事行政部長から三鷹市長に対し口頭説明があり、東京法務局武蔵野出張所を廃止・統合しようとしている。これが実施されると三鷹市民にとっては、著しく利便性が損なわれることとなる。

東京法務局は、統廃合の基準として、統合庁までの所要時間おおむね30分、1年間の登録申請件数平均15,000件未満という閣議決定に基づいた基準を示しているが、統合庁として想定されている府中支局までは公共交通機関を利用して30分で到達することは不可能であり、また、武蔵野出張所の1年間の登録申請件数も平均35,000件と基準を2倍以上超えているとのことである。このように武蔵野出張所の廃止は、当局が設けた基準にも明らかに反していると思われるだけでなく、これが実施された場合は市民サービスの大幅な低下を来すものと考えられる。国の行政改革の必要性については十分理解するところであるが、行政サービスの水準を確保するための合理的な基準が設定されている以上、その基準によって計画を進めることが必要であると考える。

よって、本市議会は、政府に対し、現在検討している統廃合計画を市民サービスの低下を防ぐ観点から撤回することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月7日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男